

あおもり県民政策提案実施要綱

(平成13年3月1日制定)

(趣旨)

第1 よりよい地域社会をつくるためには、行政だけではなく、地域に生きる県民自身、そして市民活動団体、企業などの様々な関係機関が、自らの責任と役割を自覚し、協働して課題の解決にあたっていくことが重要である。

県政の運営においても、政策の形成から実施に至る、様々な過程において、「県民参加型県政」を推進していくことが重要であり、そのためには、県民や関係機関と県との協働関係を構築するとともに、多様な参加を保障する施策の充実が必要である。

そこで、県民等の多様な意見を県政に反映するとともに、政策形成過程における公正と透明性の向上を図るため、パブリック・コメント制度を導入することとし、この要綱において、当該制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、用いる用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) パブリック・コメント制度

県の基本的な政策にかかわる立案を行い、又は規則等を定める過程において、当該立案や規則等の趣旨、内容その他必要な事項を県民等に公表し、それらに対して提出された県民等の意見を考慮して、意思決定を行うとともに、県民等の意見に対する県の考え方を公表する、これら一連の手續（以下「本手續」という。）をいう。

(2) 実施機関

青森県部等設置条例（昭和37年3月青森県条例第3号）に定める部等の長、教育委員会教育長及び警察本部長をいう。

(3) 規則等

県が定める次に掲げるものをいう。

ア 規則（県の処分その他公権力の行使に当たる行為の要件を定める告示を含む。）

イ 審査基準（申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。）

ウ 処分基準（不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分をするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。）

エ 行政指導指針（同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。）

(対象)

第3 実施機関は、次に掲げる計画及び制度等（以下「計画等」という。）の案の策定を行うときは、本手續を行わなければならない。

(1) 県の基本計画並びに県行政のそれぞれの分野における施策の基本方針及び基本的な事項を定める計画の策定又は変更

(2) 県民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする制度（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するもの及び第4号に該当するものを除く。）の制定又

は改廃

(3) 広く県民の公共の用に供される施設の建設に係る基本計画等の策定又は変更

(4) 県が定める規則等の制定又は改廃（別表に掲げるものを除く。）

2 実施機関は、第1項の規定に関わらず、本手続を行うことが必要と認めた場合は、本手続を行うことができる。

3 実施機関は、第1項第1号から第3号までに掲げる計画等について、本手続を行うことが、本手続を行うことに要する時間、費用等の面から明らかに合理性を欠くと認められるときは、本手続を行わないことができる。

4 実施機関は、第1項に定める計画等であっても、法令等により本手続と同様の手続が定められている場合は、本手続ではなく、当該法令にのっとりした手続を行うこととするが、その際には、可能な限り、本手続に沿ったものとなるよう努めるものとする。

(公表の時期)

第4 実施機関は、計画等についての最終的な意思決定を行う前の適切な時期に、当該計画等の案を公表するものとする。

(公表の方法)

第5 実施機関は、計画等の案の公表に当たっては、関係資料及び関連情報を併せて公表するよう努めるものとし、その案と公表する関係資料及び関連情報（以下「公表資料」という。）を当該計画等の案の所管課、県政情報センター及び各合同庁舎地域住民情報コーナーに備え付けるとともに、県のホームページに掲載しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、次に掲げる方法を活用して、広く県民等に計画等の案が周知されるよう努めるものとする。

(1) 報道機関への発表

(2) 県の発行する広報紙等への掲載

(3) 印刷物の配布

(4) 説明会の開催

3 公表する内容が相当量に及ぶ場合は、活用する公表方法すべてにおいて、案及び公表資料全体を提供する必要はないが、案及び公表資料全体の入手方法を明確にしておかなければならない。

(意見の提出)

第6 実施機関は、提出期間、提出方法及び提出に使用する言語等県民等が意見を提出するに当たって必要な事項を、計画等の案の公表の際に明示するものとする。

2 第1項の提出期間は、30日以上とする。なお、やむを得ない理由があるときは、30日を下回る提出期間を定めることができる。この場合においては、当該計画等の案の公表の際その理由を明らかにしなければならない。

3 県民等の意見の提出方法は、郵便、電子メール、FAX及びその他実施機関が適切と認める方法とする。

4 実施機関は、県民等が意見を提出するに当たっては、原則として、意見を提出する県民等（以下「意見提出者」という。）の氏名、住所を明記させるものとし、意見提出者の氏名・名称

その他の属性に関する情報を公表することを予定している場合には、当該計画等の案を公表する際に、その旨を明示しなければならない。

(意見の処理)

第7 実施機関は、提出された意見を考慮して、計画等について意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、提出された意見及びこれに対する実施機関の考え方を公表しなければならない。

また、提出された意見を考慮した結果、当該計画等の案を修正した場合には、その修正の内容及び理由を公表しなければならない。

3 実施機関は、提出された意見の中に、個人又は法人等の権利利益を害するおそれがある情報等、公表することが不適切と判断される情報が含まれている場合は、その全部又は一部を公表しないことができる。

4 実施機関は、本手続を実施したにもかかわらず計画等を策定しないこととした場合には、その旨（別の計画等の案について改めて本手続を実施しようとする場合にあっては、その旨を含む。）を速やかに公表しなければならない。

5 公表の方法については、第5の規定を準用する。

6 実施機関は、別表の第8号から第15号までのいずれかに該当することにより本手続を実施しないで規則等を定めた場合には、当該規則等の公布（公布をしないものにあつては、公にする行為）と同時期に、次に掲げる事項を公表しなければならない。

(1) 規則等の題名及び趣旨等

(2) 本手続を実施しなかった旨及びその理由

(市町村等関係機関への説明等)

第8 実施機関は、必要に応じて、市町村等の関係機関に対し、計画等の案についての説明を行うとともに、関係機関からの意見の提出を求めるものとする。

(手続の再実施)

第9 計画等の案に関して、本手続を終了した後に、実際の意思決定までに相当の期間が経過した場合、又は、事情の変化等により当初の案とは異なる案を立案する必要が生じた場合は、本手続を再度行うものとする。

(実施状況の公表)

第10 総務部長は、本手続を行っている案件についての一覧表を作成し、総務部（広報広聴課）、県政情報センター及び各合同庁舎地域住民情報コーナーに備え付けるとともに、県のホームページに掲載するものとする。

2 総務部長は、当該年度における本手続の実施結果について、翌年度、とりまとめを行って公表するものとする。

(要綱の見直し)

第11 この要綱は、社会状況の変化等に対応するため、県民等から手続に関する意見等を随時受け付けるとともに、必要に応じて見直しを行うものとする。

別表（第3関係）

- 1 条例の施行期日について定める規則
- 2 法令の規定に基づき施設、区間、地域その他これらに類するものを指定する規則又は告示
- 3 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件について定める規則
- 4 審査基準、処分基準又は行政指導指針であって、法令の規定により若しくは慣行として、又は県の判断により公にされるもの以外のもの
- 5 県の機関の設置、所掌事務の範囲その他の組織について定める規則又は告示
- 6 職員の礼式、服制、研修、教育訓練、表彰及び報償並びに職員の間における競争試験について定める規則又は告示
- 7 県の予算、決算及び会計について定める規則又は告示（入札の参加者の資格、入札保証金その他の県の契約の相手方又は相手方になろうとする者に係る事項を定める規則又は告示を除く。）並びに県の財産及び物品の管理について定める規則又は告示（県が財産及び物品を貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、信託し、若しくは出資の目的とし、又はこれらに私権を設定することについて定める規則又は告示であって、これらの行為の相手方又は相手方になろうとする者に係る事項を定めるものを除く。）
- 8 公益上、緊急に規則等を定める必要があるため、本手続を実施することが困難であるとき。
- 9 納付すべき金銭について定める条例の制定又は改正により必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての規則又は告示その他当該条例の施行に関し必要な事項を定める規則又は告示を定めようとするとき。
- 10 予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める規則又は告示を定めようとするとき。
- 11 条例の規定に基づき条例の規定の適用又は準用について必要な技術的な読替えを定める規則又は告示を定めようとするとき。
- 12 規則等を定める根拠となる法令の廃止又は規定の削除に伴い当然必要とされる当該規則等の廃止をしようとするとき。
- 13 規則等において、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理を行おうとするとき。
- 14 規則等において、前号に掲げるもののほか、用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更を行おうとするとき。
- 15 本手続を経て行った計画等の策定又は変更に伴い当然必要とされる規則等の制定又は改廃を行おうとするとき。

(附則)

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際に、既に具体的な立案の過程にある計画等で、県民等の意見及び情報を反映させる機会を確保する手続を行ったものについては、この要綱に定める規定は適用しない。

(附則)

この要綱は、平成13年4月4日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成15年9月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(附則)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 実施機関がこの要綱の施行の日から60日以内に定める計画等については、この要綱による改正後のあおり県民政策提案実施要綱の規定は、適用しない。

(附則)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。